

○ 農業近代化資金融通措置要綱（平成 14 年 7 月 1 日 14 経営第 1747 号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第 1 （略）	第 1 （略）
第 2 農業近代化資金の <u>貸付条件について</u>	第 2 農業近代化資金の <u>内容</u>
<u>I 農業経営高度化資金</u>	(新設)
1 <u>貸付対象者</u>	
2 <u>融資機関</u>	
3 <u>資金使途</u>	
4 <u>貸付限度額</u>	
5 <u>償還期限及び据置期間</u>	
6 <u>貸付利率</u>	
7 <u>融資率</u>	
<u>II 一般資金</u>	(新設)
1 貸付対象者	1 貸付対象者
2 融資機関	2 融資機関
3 資金使途	3 資金使途
4 貸付限度額	4 貸付限度額
5 償還期限及び据置期間	5 償還期限及び据置期間
6 貸付利率	6 貸付利率
7 融資率	7 融資率
<u>III 共同利用事業向け資金</u>	(新設)
1 <u>貸付対象者</u>	

- 2 融資機関
- 3 資金使途
- 4 貸付限度額
- 5 償還期限及び据置期間
- 6 貸付利率
- 7 融資率

第3・第4 (略)

附則

別記様式 (略)

別添 農業近代化資金利子補給契約約款（対農林中央金庫）

別紙様式 第1 年度農業近代化資金実績報告書（兼
利子補給金支払請求書）

別紙様式 第2～第6 (略)

第1 (略)

第2 農業近代化資金の貸付条件について

農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき国が利子補給を行う農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）は、ⅠからⅢまでに掲げる資金の種類ごとに定める条件に適合するものであって、かつ、農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の保管、運搬、販売その他の流通に関する事業、農

第3・第4 (略)

附則

別記様式 (略)

別添 農業近代化資金利子補給契約約款（対農林中央金庫）

別紙様式 第1 令和 年度農業近代化資金実績報告書
（兼利子補給金支払請求書）

別紙様式 第2～第6 (略)

第1 (略)

第2 農業近代化資金の内容

（新設）

業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を行う者（以下「農業振興事業者」という。）と直接取引若しくは間接取引を行っている者又は農業振興事業者と出資の関係がある者に融通する資金とする。

I 農業経営高度化資金

（新設）

1 貸付対象者

農業経営高度化資金（以下「高度化資金」という。）の貸付対象者は、農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げるもの（以下「地域計画農業者等」という。）とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村並びに令和6年能登半島地震の被災市町（石川県の七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び同郡能登町に限る。）にあつては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の（1）の実質化された

人・農地プランをいう。)に位置付けられた中心経営体を含む。)

(2) 1年以内に目標地図に位置付けられることが確実な者として市区町村から証明を受けた者

(3) 次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次のアからウまで及びオに掲げる要件を満たす者を含む。)

ア 次のいずれかの事由により、目標地図に位置付けられないことに合理的な理由があること。

(7) 耕種農業以外の農業を営んでいること。

(イ) 農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。）を利用せずに耕種農業を営んでいること。

(ウ) その他(7)又は(イ)に相当する事由があること。

イ 農業所得が総所得の過半（法人にあつては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあつては1,000万円以上）であること。

ウ 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあつては、常時従事者（農地法第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。

エ 個人の農業者であつて、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。

オ 簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）。

2 融資機関

国の利子補給に係る高度化資金の融資機関は、農林中央金庫とする。

3 資金使途

高度化資金の使途は、次の資金とする。

- (1) 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。以下「建構築物等取得等資金」という。）
- (2) 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（以下「果樹等植栽育成資金」という。）
- (3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金（以下「家畜購入育成資金」という。）

- (4) 事業費 2 億円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（以下「小土地改良資金」という。）
- (5) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（以下「長期運転資金」という。）
- ア 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下同じ。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
- イ 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
- ウ 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- エ 品種の転換を行うのに必要な資金
- オ 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- カ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- キ 地域計画農業者等（次の(ア)又は(イ)に掲げるものに限

- る。）が農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として地域計画農業者等であって次の(ア)の認定を受けた法人に参加するため若しくは農業者が構成員として地域計画農業者等であって次の(イ)に掲げるものに参加する（(イ)に掲げるものが法人化するときに限る。）ために必要な資金
- (ア) 農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。以下「認定農業者」という。）
- (イ) 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件の全てを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）
- ① 代表者、代表権の範囲その他a.に掲げる事項についてb.に掲げる基準に従った規約を有していること。
- a. 事項
- ㊦ 団体の目的
- ㊧ 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- ㊨ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ㊩ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収

が必要である場合にはその徴収の方法

b. 基準

㉞ 代表者の選任の手続を明らかにしていること。

① 農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること。

㉟ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

㊱ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。

㊲ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

② 一元的に経理を行っていること。

③ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。

④ 農用地の利用の集積の目標を定めていること。

⑤ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

ク 農業経営の改善の前提としての農業経営によって生じた負債の整理に必要な資金。ただし、償還が困難となってい

る者の負債を除き、当該負債の債権者たる融資機関の同意が得られたものに限る（以下「前向借換資金」という。）。

ケ アからクまでに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、次に掲げる資金（以下「大臣特認資金」という。）

ア 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「農村給排水施設取得等資金」という。）

この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると都道府県知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であるものとする。

なお、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮する必要がある。

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金（以下「特定農家住宅資金」という。）

(ア) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58

号) 第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号) 第2条の過疎地域、山村振興法(昭和40年法律第64号) 第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) 第4条第1項の沖縄振興計画の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当すること。

- ① 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法(昭和24年法律第195号)に規定する事業の実施に伴い移転すること。
- ② その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として農林水産大臣が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得すること。
- ③ 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として農林水産大臣が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成(独自の居室を作るための改良を含む。)すること。
- ④ 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として農林水産大臣が特に必要と認めた場合にその住宅の改良(台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であって、農林水産大臣が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限

る。)をすること。

(イ) (ア)の対象地域内において認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行うこと。

ウ 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「水田養殖施設取得等資金」という。）

この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けにあつては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めている必要がある。

エ 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に要する資金（以下「農地等取得資金」という。）

4 貸付限度額

高度化資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

なお、本資金の貸付けに関し、法第2条第3項第1号に規定する一農業者等に係る貸付金の合計額について、同号の規定に

よる農林水産大臣の承認を申請するときは、当該申請書を直接農林水産大臣に提出されたい。

- (1) 次に掲げる地域計画農業者等に対する貸付けにあつては、7億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）

ア 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人

イ アに掲げる者のほか、農業者で、都道府県知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したものの

ウ 集落営農組織

エ 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、1の(1)から(3)までに掲げる者が全構成員の過半を占めるものであつて、かつ、3の(5)のキの(イ)の①のa.に掲げる事項及びb.に掲げる基準に従った規約を有しているもの

- (2) (1)以外の者に対する貸付けにあつては、2億円

5 償還期限及び据置期間

高度化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）は20年、据置期間は7年の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び

助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第3条第1項に規定する者であって、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者（以下「東日本被災農業者」という。）にあつては、償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする（ただし、令和9年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

注：償還方法については、原則として各年元本均等償還とするが、契約上の分割償還期日は、借入者の便宜を図り生産物代金の受領期を選ぶことが望ましい。

6 貸付利率

高度化資金の貸付利率は、平成14年6月21日農林水産省告示第1182号（農業近代化資金融通法第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。

7 融資率

高度化資金の融資率は、100分の100以内とする。ただし、農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から農林水産大臣が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改

良、造成又は取得に要する経費の額の100分の80以内とする。

II 一般資金

1 貸付対象者

一般資金の貸付対象者は、農業を営む者であって次に掲げるもの（地域計画農業者等を除く。）とする。

(1) 次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

ア 認定農業者

イ 前記アの認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

(2) 認定新規就農者

(新設)

1 貸付対象者

農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき国が利子補給を行う農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の貸付対象者は、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。

(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者

ア 次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

(イ) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）

(イ) 前記(イ)の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

イ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）

(削る。)

- (3) Iの1の(3)のイからオまでに掲げる要件の全てを満たす農業者（農業サービス事業体であって、Iの1の(3)のイ、ウ及びオに掲げる要件を満たす者を含む。）

ウ 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。））、認定新規就農者、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）

エ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次の(ア)、(イ)及び(エ)に掲げる要件を満たす者を含む。）

(ア) 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であること。

(イ) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。

(ウ) 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学し

(4) 原則として5年以内に、認定農業者となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）

(5) 地域計画農業者等並びに(1)のア、(2)及び(3)に掲げる者の経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

(6) 集落営農組織等（次に掲げるものをいう。以下同じ。）

ア 集落営農組織

ている場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。

(エ) 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）

オ 原則として5年以内に、アの(ア)となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）

カ アの(ア)、イ、ウ及びエの経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

キ 次に掲げる農業者（以下「集落営農組織等」という。）

(ア) 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件の全てを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）

① 代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること

a. 事項

㉠ 団体の目的

㉡ 団体の意思決定の機関及びその決定の方法

㉢ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

イ 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうと

㊦ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

b. 基準

㊧ 代表者の選任の手續を明らかにしていること。

㊨ 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。

㊩ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

㊪ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。

㊫ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

② 一元的に経理を行っていること

③ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること

④ 農用地の利用の集積の目標を定めていること

⑤ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

(イ) 集落営農組織が法人化するときその構成員になろう

する者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

(7) 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、地域計画農業者等並びに(1)のア及び(2)から(5)までの者が全構成員の過半を占めるものであって、Iの3の(5)のキの(イ)の①のa.に掲げる事項及びb.に掲げる基準に従った規約を有しているもの

(削る。)

とする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

ク 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アの(ア)及びイからカまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、かつ、キの(ア)の①に定める事項及び基準に従った規約を有しているもの

(2) 農業協同組合であって、次に掲げる貸付要件を全て満たすもの

ア 法令違反や不祥事がないこと。

イ 国及び都道府県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第19条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）による監査で重大な指摘を受けていないこと。

ウ 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。

エ 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いておりと認められること。（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）

オ 信用事業の自主ルールを尊重していること。（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）

カ 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字

(削る。)

(削る。)

の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。

キ 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

(3) 農業協同組合連合会であって、(2)のアからキまでに掲げる要件を全て満たすもの

(4) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって、次に掲げるもの

ア 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。）

イ 農業共済組合及び農業共済組合連合会

ウ 土地改良区及び土地改良区連合

エ たばこ耕作組合

オ 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業

協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。)

カ 農住組合（農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。)

キ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。)

なお、農業振興一般社団法人等のうち農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの以外のものに対する貸付けは、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号。以下「令」という。）第2条の表の資金の種類の欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進上、国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業とする。

ク 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であつて、農業者、

農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあっては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあっては業務を執行する社員の過半を占めているもの

ケ 法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有しているもの（（1）のキの（ア）及びクに該当するものを除く。）

（ア）事項

- ① 団体の目的
- ② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- ③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ④ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

（イ）基準

- ① 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- ② 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
- ③ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別

2 融資機関

国の利子補給に係る一般資金の融資機関は、I の 2 に掲げるとおりとする。

3 資金使途

一般資金の使途は、次の資金とする。

(削る。)

- (1) 建構築物等取得等資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、復旧に必要な資金を除く。）

していないこと。

- ④ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。

- ⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

2 融資機関

国の利子補給に係る近代化資金の融資機関は、農林中央金庫とする。

3 資金使途

近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。

- (1) 1 の(1)に掲げる者に対する貸付け

ア 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）

なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。

(2) 果樹等植栽育成資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。）

(3) 家畜購入育成資金

(4) 小土地改良資金（事業費1,800万円を超えない規模に限り、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。）

(5) 長期運転資金（Ⅰの3の(5)のイに掲げる資金の認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、農機具及び運搬用機具の賃借権の取得に係る資金に限り、農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金（Ⅰの3の(5)のキに掲げるものを除く。以下「法人化等資金」という。）を含み、前向借換資金を除く。また、貸付対象者はⅠの3の(5)のウからオまでに掲げる資金及び法人化等資金については認定農業者等及び集落営農組織等に、カに掲げる資金については認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に、ケに掲げる資金については認定農業者等、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。）

イ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。以下「果樹等植栽育成資金」という。）

ウ 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金（以下「家畜購入育成資金」という。）

エ 事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。以下「小土地改良資金」という。）

オ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金(ウ)から(オ)まで及び(キ)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限る、(カ)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に限る、(ク)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、目標地図に位置付けられた者、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。以下「長期運転資金」という。）

(7) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権

利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

(イ) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者等及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあつては、農機具及び運搬用機具に限る。）

(ウ) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

(エ) 品種の転換を行うのに必要な資金

(オ) 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

(カ) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

(キ) 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の様態の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

(6) 大臣特認資金（農地等取得資金を除く。）

カ アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げる資金（以下「大臣特認資金」という。）

(7) 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金

この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると都道府県知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であって、1の(1)に掲げる者が設置するものとする。

なお、給排水施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮するものとする。

(イ) 次の①又は②に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金

① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項の沖縄振興計画の対象地域

内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合

- a 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する事業の実施に伴い移転するとき。
- b その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として農林水産大臣が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。
- c 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として農林水産大臣が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）するとき。
- d 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として農林水産大臣が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であつて、農林水産大臣が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。）をするとき。

② ①の対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合

(ウ) 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金

この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化

(削る。)

4 貸付限度額

一般資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めていなければならないものとする。

(2) 1の(2)から(4)までに掲げる者に対する貸付け

ア (1)のアからエまで及びカの(ウ)に掲げる資金

イ 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって次に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「農村環境整備資金」という。）

診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設

4 貸付限度額

近代化資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

なお、本資金の貸付けに係る法第2条第3項第1号の規定による一農業者等に係る貸付金の合計額に関する農林水産大臣の承認の申請については、当該申請書を直接農林水産大臣に提出されたい。

- (1) 1の(1)から(7)までに掲げる者で次に掲げるものに対する貸付けにあつては、2億円
ア・イ (略)
ウ 集落営農組織及び1の(7)に掲げる農業を営む任意団体
- (2) 農業参入法人に対する貸付けにあつては、1億5,000万円
- (3) (1)及び(2)以外の者に対する貸付けにあつては、1,800万円
(削る。)

5 償還期限及び据置期間

一般資金の償還期限は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本被災農業者にあつては、償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする(ただし、令和9年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。)。

- (1) 認定新規就農者 償還期限 17 年(小土地改良資金を含む場合は 18 年)、据置期間 5 年(果樹等植栽育成資金を含む場合は 7 年)
- (2) (1)以外の者 償還期限 15 年、据置期間 3 年(果樹等植栽

- (1) 1の(1)に掲げる者で次に掲げる農業者に対する貸付けにあつては、2億円
ア・イ (略)
ウ 1の(1)のキの(ア)及びクに掲げる農業を営む任意団体
- (2) 1の(1)のオの農業参入法人に対する貸付にあつては、1億5,000万円
- (3) 1の(1)に掲げる者(前二号に掲げる者を除く。)に対する貸付けにあつては、1,800万円
- (4) 1の(2)から(4)までに掲げる者に対する貸付けにあつては、15億円(特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額)

5 償還期限及び据置期間

近代化資金の償還期限(据置期間を含む。以下同じ。)及び据置期間は、下表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)第3条第1項に規定する者であつて、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、下表の償還期限及び据置期間に

育成資金を含む場合は7年、認定農業者等については7年)
 注：償還方法については、原則として各年元本均等償還とする
 が、契約上の分割償還期日は、借入者の便宜を図り生産物代
 金の受領期を選ぶことが望ましい。

ついて、それぞれ3年間延長するものとする（令和9年3月31
 日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

貸付対象者		認定農業者等		認定農業者等 以外の農業者		認定新規就農 者が認定就農 計画（農業経 営基盤強化促 進法第 14 条 の 5 第 2 項に 規定する認定 就農計画をい う。）に従っ て同法第 14 条の 4 第 2 項 第 3 号の措置 を行う場合		農業協同組合 等	
		償還	据置	償還	据置	償還	据置	償還	据置
		原則		15	7	15	3	17	5
例	果樹等植栽育成資金 を含む場合	二	二	二	7	二	7	二	7
	農機具等のみの場合	7	2	7	2	10	二	10	2
	家畜購入育成資金の みの場合	7	2	7	2	10	二	7	2
	畜舎、果樹棚等を含 む場合	二	二	二	二	二	二	20	二
外	農村環境整備資金を 含む場合	二	二	二	二	二	二	20	二
	小土地改良資金を含 む場合	二	二	二	二	18	二	二	二

（注）

- （1）農機具等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な機
械・機具をいう。
- （2）畜舎、果樹棚等とは、農産物の生産、流通又は加工に必
要な施設をいう。
- （3）農業協同組合等とは、本要綱第2の1の(2)から(4)まで
に掲げる者をいう。
- （4）令第2条ただし書において、2以上の種類の資金を同時

6 貸付利率

一般資金の貸付利率は、I の 6 に掲げるとおりとする。

7 融資率

- (1) 一般資金の融資率は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から農林水産大臣が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成、復旧又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とする。

なお、事業実施の結果、その事業費の額が借入申込書に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要やむを得ないと認められるときは100分の90以内とする。

- (2) 認定農業者等に係る融資率の特例

に貸し付ける場合におけるその貸付資金についての償還期限は、貸付資金の種類に係る同条の表の期限のうち最も長いものとされているが、この場合において(5)の元本均等償還によるときは、その償還期限は、加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期限とすることができる。

- (5) 償還方法については、原則として各年元本均等償還とするが、契約上の分割償還期日は、借受者の便宜を図り生産物代金の受領期を選ぶことが望ましい。

6 貸付利率

近代化資金の貸付利率は、平成14年6月21日農林水産省告示第1182号（法第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。

7 融資率

- (1) 近代化資金の融資率については、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から農林水産大臣が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成、復旧又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とする。

なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要止むを得ないと認められるときは100分の90以内とする。

- (2) 認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な一般資金を借り入れる場合等（農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

(3) 集落営農組織等に係る融資率の特例

集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な一般資金を借り入れる場合（農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

なお、この融資率の特例は、貸付額が3,600万円に達するまでに限り適用するものとする。

Ⅲ 共同利用事業向け資金

1 貸付対象者

共同利用事業向け資金の貸付対象者は、次に掲げるものとする。

(1) 農業協同組合であって、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 法令違反や不祥事がないこと。

イ 国及び都道府県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第19条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）による監査で重大な指摘を受けていないこと。

認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合等（第2の3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

(3) 集落営農組織等に係る融資率の特例

集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合（第2の3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

なお、この融資率の特例は、貸付額が、3,600万円に達するまでに限り、適用するものとする。

(新設)

ウ 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。

エ 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）。

オ 信用事業の自主ルールを尊重していること（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）。

カ 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。

キ 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

(2) 農業協同組合連合会であって、(1)のアからキまでに掲げる要件を全て満たすもの

(3) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって次に掲げるもの

ア 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。）

イ 農業共済組合及び農業共済組合連合会

ウ 土地改良区及び土地改良区連合

エ たばこ耕作組合

オ 農業振興事業を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）

カ 農住組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）

キ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

なお、農業振興一般社団法人等のうち次の(ア)又は(イ)に掲げるもの以外に対する貸付けは、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号。以下「令」という。）第2条の表の資金の種類欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

(7) 農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が総社員の議決権の過半数を有する一般社団法人

(イ) 農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が基本財産の額の過半を拠出している一般財団法人

ク 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社であつて、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの

ケ 農業振興事業を主たる事業として営む持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）であつて、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が業務を執行する社員の過半を占めているもの

コ 法人でない団体であつて、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他(7)に掲げる事項について(イ)に掲げる基準に従った規約を有しているもの（Ⅱの1の(6)のア及び(7)に該当するものを除く。）

(7) 事項

① 団体の目的

② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法

③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

④ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

(イ) 基準

① 代表者の選任の手続を明らかにしていること。

② 農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること。

③ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

④ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。

⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

2 融資機関

国の利子補給に係る共同利用事業向け資金の融資機関は、Iの2に掲げるとおりとする。

3 資金使途

共同利用事業向け資金の使途は、次の資金とする。

(1) 建構築物等取得等資金（復旧に必要な資金を除く。）

(2) 果樹等植栽育成資金（果樹、オリーブ、茶、多年生草本、

桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。)

(3) 家畜購入育成資金

(4) 小土地改良資金（事業費1,800万円を超えない規模に限り、復旧に必要な資金を除く。）

(5) 大臣特認資金（水田養殖施設取得等資金に限る。）

(6) 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設（以下「農村環境整備施設」という。）であつて、診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保障施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「農村環境整備資金」という。）

4 貸付限度額

共同利用事業向け資金の貸付限度額は、15億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）とする。

なお、本資金の貸付けに関し、法第2条第3項第1号に規定する一農業者等に係る貸付金の合計額について、同号の規定による農林水産大臣の承認を申請するときは、当該申請書を直接農林水産大臣に提出されたい。

5 償還期限及び据置期間

共同利用事業向け資金の償還期限は 15 年（畜舎、果樹棚等（農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいう。）に係る建構築物等取得等資金又は農村環境整備資金を含む場合は 20 年）、据置期間は 3 年（果樹等植栽育成資金を含む場合は 7 年）の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本被災農業者にあつては、償還期限及び据置期間について、それぞれ 3 年間延長するものとする（ただし、令和 9 年 3 月 31 日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

注：償還方法については、原則として各年元本均等償還とするが、契約上の分割償還期日は、借入者の便宜を図り生産物代金の受領期を選ぶことが望ましい。

6 貸付利率

共同利用事業向け資金の貸付利率は、I の 6 に掲げるとおりとする。

7 融資率

共同利用事業向け資金の融資率は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から農林水産大臣が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成又は取得等に要する経

費の額の100分の80以内とする。

なお、事業実施の結果、その事業費の額が借入申込書に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要やむを得ないと認められるときは100分の90以内とする。

第3 近代化資金に係る政府の行う利子補給等

1 利子補給契約

(1) 法第3条第1項に規定する利子補給契約は、別添「農業近代化資金利子補給契約約款」(以下「約款」という。)により締結することとするので、農林中央金庫は約款を承諾の上その契約の申込みをするものとする。

(2) (略)

2 利子補給率について

近代化資金に係る利子補給金の額は、法第3条第4項において、年1分5厘以内で農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額を限度とすることとされているが、この農林水産大臣が定める利率は、平成14年6月21日農林水産省告示第1183号（農業近代化資金融通法第3条第4項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。

3 その他

第2のIの6に規定する貸付利率を引き下げるのに必要な額

第3 近代化資金に係る政府の行う利子補給等

1 利子補給契約

(1) 法第3条第1項に規定する利子補給契約は、別添「農業近代化資金利子補給契約約款(以下「約款」という。)」により締結することとするので、農林中央金庫は約款を承諾の上その契約の申込みをするものとする。

(2) (略)

2 利子補給率について

近代化資金に係る利子補給金の額は、法第3条第4項において、年1分5厘以内で農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額を限度とすることとされているが、この農林水産大臣が定める利率は、平成14年6月21日農林水産省告示第1183号（法第3条第4項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。

3 その他

第2の6に規定する貸付利率を0%等まで引き下げるのに必

(ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。)を農業者等(近代化資金の貸付対象者をいう。以下同じ。)に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知)、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知)及び東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知)に定めるところによる。

第4 その他

1 近代化資金の借入手続

高度化資金及び一般資金を借り入れる場合の借入申込手續については、農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知)第3の規定によることとする。

2 近代化資金の貸付けに係る農業信用保険 (略)

3 貸付けに関する手續のタイミング (略)

(1) (略)

要な額(ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。)を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知)、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知)及び東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知)に定めるところによる。

第4 その他

1 近代化資金の借入手続

第2の1の(1)に掲げる者が近代化資金を借り入れる場合の借入申込手續については、農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知)第3の規定によることとする。

2 近代化の貸付けに係る農業信用保険 (略)

3 貸付けに関する手續のタイミング (略)

(1) (略)

- (2) 借入申込書に記載された資金必要年月を再確認すること等により、農業者等が実際に資金を必要とする時期に合わせて貸付けを行い、借入者が近代化資金を借り入れた後資金を滞留することのないよう周知徹底を図ることとする。

4 補助金との関係

- (1) 国又は地方公共団体の補助金(交付金を含む。以下同じ。)の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分に充てるため近代化資金を融通することは差し支えない。

この場合において、融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。

- (2) (略)

5 地方税法の特例

(略)

- (1) 不動産取得税

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合又はたばこ耕作組合連合会が近代化資金の貸付けを受けて農業者の共同利用施設に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合の当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価格に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては2分の1）を乗じて得た額を価格から控除することとされている（地方税法

- (2) 借入申込書に記載された資金必要年月を再確認すること等により、農業者等が実際に資金を必要とする時期に合わせて貸付けを行い、借受者が近代化資金を借り入れた後資金を滞留することのないよう周知徹底を図ることとする。

4 補助金との関係

- (1) 国又は地方公共団体の補助金(交付金を含む。以下同じ。)の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分に充てるため近代化資金を融通することは差し支えない。

この場合において、第2の7の融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。

- (2) (略)

5 地方税法の特例

(略)

- (1) 不動産取得税

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合又はたばこ耕作組合連合会が近代化資金の貸付けを受けて農業者の共同利用施設に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合の当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価格に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては2分の1）を乗じて得た額を価格から控除することとされている（地方税法

(昭和25年法律第226号) 附則第11条第10項並びに地方税法施行令(昭和25年政令第245号) 附則第7条第13項及び第14項)。

(2) 固定資産税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業協同組合法第72条の10第1項第1号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。)が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置(1台又は1基の取得価額(総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。)が330万円以上のものに限り、農村環境整備施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。)を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている(地方税法附則第15条第33項及び地方税法施行令附則第11条第37項から第39項まで)。

ただし、平成16年4月1日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年3月31日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その取得価額が290万円以上(平成14年3月31日以前に取得されたものにあつては260万円以上)のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている(地方税法施行令及び国

(昭和25年法律第226号) 附則第11条第10項並びに地方税法施行令(昭和25年政令第245号) 附則第7条第13項及び14項)。

(2) 固定資産税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業協同組合法第72条の10第1項第1号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。(以下「農業協同組合等」という。))が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置(1台又は1基の取得価額(総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。)が330万円以上のものに限り、農村環境整備施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。)を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている(地方税法附則第15条第33項及び地方税法施行令附則第11条第37項から第39項まで)。

ただし、平成16年4月1日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年3月31日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その取得価額が290万円以上(平成14年3月31日以前に取得されたものにあつては260万円以上)のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている。(地方税法施行令及び国有資産等所在

有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第108号）附則第4条第4項）。

(3) 事業所税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が共同利用に供する施設のうち、生産の用に供するもの又は近代化資金の貸付けを受けて設置されるもので保管、加工若しくは流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設及び農林水産業に関する試験研究のための施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、事業所税を指定都市等は課することができないこととされている（地方税法第701条の34第3項第12号、地方税法施行令第56条の28及び地方税法施行規則第24条の4）。

6 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例

第2の1の2に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和13年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第

市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第108号）附則第4条第4項）

(3) 事業所税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が共同利用に供する施設のうち、生産の用に供するもの又は近代化資金の貸付けを受けて設置されるもので保管、加工若しくは流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設及び農林水産業に関する試験研究のための施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、事業所税を指定都市等は課することができないこととされている。（地方税法第701条の34第3項第12号、地方税法施行令第56条の28及び地方税法施行規則第24条の4）

6 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例

第2の2に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和13年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第47

47条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第37条第1項第6号及び第2項第7号）。

別記様式

農業近代化資金利子補給契約申込書

農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第3条及び農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第5条の規定に基づき、農業近代化資金利子補給契約約款を承諾の上、 年度において当金庫が貸し付ける農業近代化資金に係る利子補給契約を締結したいので、下記により、申し込みます。

年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
代表理事理事長

記

- 1 (略)
- 2 1の貸付予定額に係る利子補給金の予定額
- (1) 年度貸付けに係る同年度以降 年度間における支給予定額の総額
- 円
- (2) (略)

条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第37条第1項第6号及び第2項第7号)

別記様式

農業近代化資金利子補給契約申込書

農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第3条及び農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第5条の規定に基づき、農業近代化資金利子補給契約約款を承諾のうえ、 年度において当金庫が貸し付ける農業近代化資金に係る利子補給契約を締結したいので、下記により、申し込みます。

年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長

記

- 1 (略)
- 2 1の貸付予定額に係る利子補給金の予定額
- (1) 年度貸付けに係る同年度以降 年度における支給予定額の総額
- 円
- (2) (略)

別添

農業近代化資金利子補給契約約款（対農林中央金庫）

第1条～第3条 （略）

（利子補給金の額）

第4条 利子補給金の額は、前条に規定する期間ごとに、当該利子補給金の支給に係る農業近代化資金の各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした計算上の貸付残高を超えるときは、当該計算上の貸付残高）につき、平成14年6月21日農林水産省告示第1183号（農業近代化資金融通法第3条第4項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の利率により計算した額の合計額とする。

第5条～第8条 （略）

別紙様式 第1

年度農業近代化資金実績報告書（兼利子補給金支払請求書）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
代表理事理事長

（略）

別添

農業近代化資金利子補給契約約款（対農林中央金庫）

第1条～第3条 （略）

（利子補給金の額）

第4条 利子補給金の額は、前条に規定する期間ごとに、当該利子補給金の支給に係る農業近代化資金の各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした計算上の貸付残高を超えるときは、当該計算上の貸付残高）につき、平成14年6月21日農林水産省告示第1183号（法第3条第4項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の利率により計算した額の合計額とする。

第5条～第8条 （略）

別紙様式 第1

年度農業近代化資金実績報告書（兼利子補給金支払請求書）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長

（略）

(別紙)

農業近代化資金利子補給金計算書（計算期間： 年 月 日～ 年 月 日）

貸付年度	資金別	(A) 期首貸付残高	(B) 期末貸付残高	(C) 貸付平均残高	(D) 利子補給率	(E) 国の利子補給額 (C×D)	(F) 既に支払を受けた利子補給額
	高度化 一般 共同 小計	円	円	円	年 %	円	円
総 計	高度化 一般 共同 合計						

(注) (略)

(別 紙)

農業近代化資金利子補給金計算書（計算期間： 年 月 日～ 年 月 日）

貸付年度	施 設 別	(A) 期首貸付残高	(B) 期末貸付残高	(C) 貸付平均残高	(D) 利子補給率	(E) 国の利子補給額 (C×D)	(F) 既に支払を受けた利子補給額
	個 人 共 同 小 計	円	円	円	年%	円	円
総 計	個 人 共 同 合 計						

(注) (略)

別紙様式 第2

農業近代化資金貸付実行報告書
(年 月分)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫

別紙様式 第2

農業近代化資金貸付実行報告書
(年 月分)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫

代表理事理事長

農業近代化資金利子補給契約約款第6条第1項の規定により、
下記のとおり報告する。

記

1 総 括

資金別 資金種類	農業経営 高度化資金		一般資金		共同利用 事業 向け資金		合 計	
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
構築物等 取得等資金								
果樹等植栽 育成資金								
家畜購入育 成資金								
小土地改良 資金								
長期運転資 金								
農村環境整 備資金								
大臣特認資 金								
合 計								

2 (略)

理事長

農業近代化資金利子補給契約約款第6条第1項の規定により、
下記のとおり報告する。

記

1 総 括

施設別 資金種類	個 人 施 設		共同利用施設		合 計	
	件	千円	件	千円	件	千円
1 号資金						
2 〃						
3 〃						
4 〃						
5 〃						
6 〃						
7 〃						
合 計						

2 (略)

(別紙)

貸付実行報告明細書 (No.)

(取扱部・所)

整理 番号	貸付先		資金の内容		資金の 使途	貸付 年月日 (払出日)	事業費	貸付金額 (払出金 額)	貸付条件			備考
	所在 地	名称	資金 別	資金 種類					貸付 利率	据置期間	償還期限	
						年 月 日 (年 月 日)	千円	千円 (千円)	年 %	年 月	年 月	

- (注) 1. 「整理番号」欄は年一連番号を付すること。
2. 「資金別」欄は、高度化、一般、共同の別に記入すること。
3. 「資金の使途」欄は、具体的に記入すること。
4. 一貸付案件につき複数回払出しを行う場合は、払出しごとに「貸付年月日」欄に払出日を、「貸付金額」欄に払出金額をそれぞれ括弧書きで記載すること。
5. 「1年以内に目標地区に位置付けられることが確実な者として市区町村から証明を受けた者」に貸し付けた場合は、その旨を「備考」欄に記載すること。

総 括	資金種類	高度化		一般		共同		合計	
		件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
	合計								

(別 紙)

貸付実行報告明細書 (No.)

(取扱部・所)

整理 番号	貸付先		資金別			資金の 使 途	貸付 年月日	事業費	貸付金額	貸付条件			備 考
	所在地	名 称	施設 別	号	資金の種 類					貸付利 率	据置期間	償還期限	
								千円	千円	年%	年 月	年 月	

- (注) 1. 「整理番号」欄は年一連番号を付すること。
2. 「施設」欄は、個人、共同の別に記入すること。
3. 「資金の種類」欄には、農業近代化資金融通法施行
令（昭和 36 年政令第 346 号）第 2 条の表に掲げる資
金の種類を記入すること。
4. 「資金の使途」欄は、具体的に記入すること。
(新設)

総 括	資金種類	個人施設		共同利用 施設		合 計	
		件	千円	件	千円	件	千円
	号資金						
	合 計						

別紙様式 第3

農業近代化資金貸付条件変更報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
代表理事理事長

____年 ____月 ____日付け 第 ____号により報告した農業近代化資金貸付実行報告書（ ____年 ____月分）のうち、下記のとおり一部を変更したので農業近代化資金利子補給契約約款第6条第2項の規定により、報告する。

（以下、略）

別紙様式 第3

農業近代化資金貸付条件変更報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長

____年 ____月 ____日付け 第 ____号により報告した農業近代化資金貸付実行報告書（ ____年 ____月分）のうち、下記のとおり一部を変更したので農業近代化資金利子補給契約約款第6条第2項の規定により、報告する。

（以下、略）

農業近代化資金回収状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
代表理事理事長

農業近代化資金利子補給契約約款第7条の規定により、 年 期分の回収状況を下記のとおり報告する。

(単位：千円)

貸付年度	資金別	前期末貸付残高 (延滞額を除く)	当期末貸付残高 (延滞額を除く)	期中償還額			期末延滞額元本額	左のうち当期分延滞額
				約定	繰上	計		
	高度化 二 般 共 同 小 計							
総計	高度化 二 般 共 合 同 計							

別紙様式 第4

農業近代化資金回収状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長

農業近代化資金利子補給契約約款第7条の規定により、 年 期分の回収状況を下記のとおり報告する。

(単位：千円)

貸付年度	資 金 別	前期末貸付残高 (延滞額を除く)	当期末貸付残高 (延滞額を除く)	期 中 償 還 額			期末延滞額元本額	左のうち当期分延滞額
				約 定	繰 上	計		
	個 人 共 同 小 計							
総 計	個 人 共 合 同 計							

別紙様式 第5

農業近代化資金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
代表理事理事長

____年度に契約した農業近代化資金の融資事業が完了したので
農業近代化資金利子補給契約約款第8条の規定により別紙のとおり
報告する。

別紙様式 第5

農業近代化資金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長

____年度に契約した農業近代化資金の融資事業が完了したので農
業近代化資金利子補給契約約款第8条の規定により別紙のとおり
報告する。

(別紙)

農業近代化資金の融資事業の実績

契約年度	年度	契約年月日	年 月 日	貸付金の限度額	円	利子補給金の 限度額	円
				貸付金の実績	円		

事業年度 (会計年度)	資金別	(A)期首貸付 残 高	(B)期末貸付 残 高	(C)貸付平均 残 高	(D)利 子 補 給 率	(E)国の利子 補 給 額	(F)利子補給 の 返 還	(G)差 引 (E-F)	備考
	高度化 一般 二 共 小 同 計	円	円	円	年 %	円	円		
総計	高度化 一般 二 共 合 同 計								

(注) (略)

(別 紙)

農 業 近 代 化 資 金 の 融 資 事 業 の 実 績

契約年度	年度	契約年月日	年 月 日	契約番号	号	貸付金の限度額	円	利子補給金の 限度額	円
						同 実 績	円		

事業年度 (会計年度)	施設別	(A)期首貸 付残高	(B)期末貸 付残高	(C)貸付平均 残 高	(D)利 子 補 給 率	(E)国の利子 補 給 額	(F)利子補給 の 返 還	(G)差 引 (E-F)	備 考
	個 人 共 同 計	円	円	円	年%	円	円		
総 計	個 人 共 合 同 計								

(注) (略)

別紙様式 第6

農業近代化資金会計年度実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
代表理事理事長

年度に係る農業近代化資金の融資事業が終了したので農業近代化資金利子補給契約約款第8条の規定により別紙のとおり報告する。

別紙様式 第6

農業近代化資金会計年度実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

農林中央金庫
理事長

農業近代化資金利子補給契約約款第8条の規定により 年度に係る農業近代化資金の融資事業が終了したので別紙のとおり報告する。

(別紙)

年度農業近代化資金の融資事業実績（期間 年 1 月 1 日～ 年 12 月 31 日）

貸付年度	資金別	(A) 期首貸付残 高	(B) 期末貸付残 高	(C) 貸付平均残高	(D) 利子補給率	(E) 国の利子補給 額 (C×D)	(F) 前年度末までに支 払を受けた利子補給額
	高度化 二 般 共 同 小 計	円	円	円	年 %	円	円
総計	高度化 二 般 共 同 合 計						

(注) (略)

(別 紙)

令和 年度農業近代化資金の融資事業実績（期間 年 1 月 1 日～ 年 12 月 31 日）

貸付年度	施設別	(A) 期首貸付残 高	(B) 期末貸付残 高	(C) 貸付平均残 高	(D) 利子補給 率	(E) 国の利子補給 額 (C×D)	(F) 前年度末までに支払 を受けた利子補給額
	個 人 共 同 小 計	円	円	円	年%	円	円
総 計	個 人 共 同 小 計						

(注) (略)

附 則

- この通知は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。
- この通知の施行前に貸付けの決定が行われた農業近代化資金については、なお従前の例による。ただし、この通知の施行の際現にある農業近代化資金の貸付金残高については、この通知による改正後に貸し付けられる農業近代化資金の貸付金残高と通算するものとする。

る。

- 3 この通知の施行の際に現に農林中央金庫が国と締結している利子補給契約については、なお従前の例による。